

(様式第2号)

会 議 録

令和8年2月27日作成

会 議 の 名 称	令和7年度第2回島本町子ども・子育て会議		
会 議 の 開 催 日 時	令和8年1月29日(木) 午後1時30分～午後3時00分		
会 議 の 開 催 場 所	島本町役場 4階 議会第3・4会議室		
公 開 の 可 否	可	傍 聴 者 数	2名
非公開の理由(非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)			
出 席 者	委 員	吉島会長、中本委員(職務代理者)、岩渕委員、池尻委員、佐伯委員、五十嵐委員、平山委員、中尾委員	
	事 務 局	山田町長、横山教育長、岡本教育こども部長、原山健康福祉部長、南田教育こども部次長、根本健康福祉部次長、大辻健康福祉部次長、三代教育総務課長、岡澤教育推進課長、三宅保育幼稚園課長、松本(雄)保育幼稚園課参事、松本(玲)保育幼稚園課主査	
会 議 の 議 題	1 第二期島本町子ども・子育て支援事業計画最終年次(令和6年度)進捗結果報告について 2 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の認可について 3 その他		
決 定 事 項 等	別紙のとおり		
審 議 等 の 内 容	別紙のとおり		
配 布 資 料	【会議資料】 別紙のとおり		

審 議 等 の 内 容

会 長 はじめに、出席者数の報告をさせていただきます。本日は、8名の委員にご出席をいただいております。委員定数の過半数の出席がありますので、島本町子ども・子育て会議規則第5条第2項の規定により、本日の会議が成立しておりますことを、ご報告させていただきます。

それでは案件に入る前に、本日、傍聴の申出があります。

島本町子ども・子育て会議の会議の公開に関する要綱に基づき、傍聴を許可してよろしいでしょうか。

【「異議なし」との声】

会 長 異議なしということで、傍聴を認めます。

【傍聴者が入場】

会 長 傍聴者は、「傍聴の心得」を守り、傍聴いただきますようお願いいたします。

案件1 第二期島本町子ども・子育て支援事業計画最終年次（令和6年度）進捗結果報告について

会 長 それでは、案件1「第二期島本町子ども・子育て支援事業計画最終年次（令和6年度）進捗結果報告について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

【資料1に基づき事務局説明】

会 長 ただいま説明を受けましたが、ご意見、ご質問のある方は、挙手の上発言をお願いします。

委 員 「重点施策1 教育・保育環境の整備」に保護者へのアンケートを実施したとありますが、どのようなアンケートで、どのような結果だったかを教えていただきたいと思います。

事務局 本件につきましては、本町の第一幼稚園の運営の中で、実際に園で提供させていた

だしている教育内容やお子様のご様子、お子様との関わり方等について、広くアンケート調査させていただいたところでございます。結果については、保護者の皆様から園の運営上不足していることがある等のご意見はなく、概ね保護者の皆様とともにしっかりとした幼稚園運営ができているものと理解しているところでございます。

委員 アンケートは「(4) 信頼される幼稚園運営」のところにありますので、アンケートを実施されて、良い結果であれば、フィードバックできるような形をとっていただければと思います。もしくは何か不足な点があるということでありましたら、反映できるようなアンケート項目にさせていただくというようなことも必要なのではないかと思います。

また、このアンケートは保護者を対象とされていますが、環境整備等、園のことについて保育者へのアンケートは実施されておりますでしょうか。

事務局 委員からご指摘いただいた結果を踏まえ、良い結果であればフィードバック、何か課題が見つければ、改善していけるような取組ができるように施設と取り組んでまいりたいと思います。

また、施設職員に対するアンケートですが、現状で第一幼稚園に関しては令和6年度、7年度ともに児童が少なく、クラスも2クラスでの運営ということもございまして、非常にコンパクトな施設となっております。そのため、職員数も非常に限られておりますので、具体的なアンケート調査は行っておりませんが、日々業務を進めていく中で、密な連携を取らせていただいて、管理職・担任教諭ともに改善に向けて取り組んでいくというような運用をしております。現時点ではアンケート調査を実施していないという状況でございます。

委員 教育保育環境の整備につきまして、ハード面で何か問題が見つかったということはどうでしょうか。遊具やおもちゃが十分でない、保育の質の担保が難しいということが様々な研究で報告されています。何かそういうことがございましたら教えていただきたいと思っております。

事務局 設備面の状況でございますが、ご指摘のありました遊具については、本町公立幼稚園、保育所含めまして、毎年、専門業者に委託し、点検を実施させていただいております。その結果、劣化等が確認され、使用に支障がある状況が発生した際にはただちに修繕に取り掛かり、安全にご使用いただけるような対応をさせていただいているところです。その他、ご指摘いただいたおもちゃや絵本等につきましては、日々しっかり点検等をさせていただき、使用できない状態になっていないか確認したうえで、毎日の教育、保育に活用させていただいているところでございます。

委員 待機児童が増えているというところで、今後新しいマンション等も建設されていく中で、どう展望されているのか、お聞かせ願いたいと思います。

私自身も島本町に在住しており、幼児と小学生がいて、子育て世代になるのですが、夏休みの校庭開放で、近年酷暑が続いておりまして、実際には夏休み期間に外に出ることも危ないなど、体育館に行くまでもどうなのかと思うところもあります。夏休みの校庭開放はどのくらいのお子さんが利用されていたとか、利用して帰る道は大丈夫なのかというところをお聞かせ願いたいと思います。

また、子どもが学童を利用しているのですが、保護者としての意見で、子どものお弁当作りが保護者としては大変というところがあって、公立の学童でも給食の提供ができないのかと、意見として挙げさせていただきます。

事務局 待機児童対策についてお答えさせていただきます。ご指摘の通り、大規模な宅地開発、大型マンションの開発等によりまして、令和6年度から入居が始まっている状況でございます。このことを受けて、保育の需要が非常に伸びており、待機児童が発生してしまっているという状況でございます。ご説明の中で申し上げたところではございますが、令和7年度はやはり低年齢のお子様の待機が目立つというところもございましたので、令和7年10月に民間の小規模保育事業所を1か所開所させていただいたところでございます。先程他の委員からいただいたご質問の中で、第一幼稚園の利用が低減してクラス数が少ないとお答えさせていただきましたが、幼児教育については需要が減っており、保育需要は非常に伸びてきているという状況から、令和8年度からにはなりますが、第一幼稚園の機能拡充ということでニーズとして考えられます3年保育の実施や、第一幼稚園において給食提供を実施、そして第一幼稚園にて教育課程の他に預かり保育もさせていただいておりますが、時間を延長いたしまして、町立の保育所と同等の預かり時間を実現するという形で進めさせていただいております。幼稚園にはなりますので、保育所と全て同じには至らないかもしれませんが、保育要件がある皆さんに、選択肢の中に入れていただける施設として転換いたしまして、これまで築いてきた教育を引き続き実施しながらも、保育需要にもしっかりとお応えできるような施設へとしていきたいと考えております。

また、町内唯一の私立幼稚園の山崎幼稚園が、令和8年度から認定こども園化するというので、1歳児からの保育を開始いたします。1歳児以降の保育の受け皿としてもご準備させていただいたところでございますが、既存の保育施設の皆様にも日頃からご協力いただいておりますので、できる限り沢山の方の受け入れをしていただいているところでございます。町全体として、待機児童の発生の抑制、解消に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

事務局 校庭開放について、令和7年度の夏休み期間7月21日から8月24日までの間、実施しております。実績でございますが、7月については6日～7日間、小学校4校で校庭開放をしまして、延べ320人の児童が利用しております。また8月12日から13日間で延べ340人、合わせて660人の児童に利用していただいております。ご指摘のとおり、暑さの関係もあり、グラウンドで遊ぶことは難しいため、体育館でスポットバズーカ等を利用して暑さ対策を図りながら、子どもたちは体育館内で遊び、またその間、シルバー人材センターの方々に見守りということで、各校2名配置いたしまして、大きな事故等なく終えることができたと思っております。令和8年度も継続していきたいと考えております。

続きまして、学童における長期休みのお弁当についてですが、本件については保護者連絡会等でそういったお声があることは認識しております。他市の取組状況等を注視しまして、今後の課題とさせていただきたいと思っております。参考まででございますが、島本町で初めての民間学童、にじの詩が開設しておりますが、にじの詩では長期休み期間も給食を提供されると聞き及んでおります。

委員 民間学童にじの詩が開設されて、私の子どもも4月から利用させていただくのですが、長期休みの昼食を作らなくてはいけないという負担がすごく大きくて、そこが1番の理由で民間学童を今回利用させていただくことになりました。ただ定員が40人と少なく、応募が殺到していると聞いていたので、給食提供のある民間学童はすごくニーズが高いと感じております。そのため、今後も積極的に、公立がもし無理であれば、民間学童の導入を考えていただけたら、助かる保護者も沢山いると思いました。

事務局 民間学童保育室での給食の提供について、今後、近隣を中心に取組状況を調査していきたいと思えます。民間学童におかれましては、長期休み期間に給食提供されている点に本町との差があると認識しております。今後、民間学童をどれだけ本町に誘致できるのか、わかりかねますが、積極的に保護者の方の選択肢が増えるよう、本町の学童保育を拡充していきたいと考えております。

委員 民間で学童ができたということは働いている保護者の方にとってもすごく有難いことだと思っております。町としても、これから色々なことがどうなるかわかりませんが、待機児童に関しても、今働いている保護者の方が困らないように、安心して働けるように、また子ども達も安心していられる居場所ができるようになればと思えます。

事務局 委員からお話いただいたとおり、島本町で子育てされている皆様が安心して必要とされるサービスが提供されるように、関係機関が跨るところもございますので、町一丸としてしっかりとサービス提供ができるように取組を進めたいと考えておりま

すので、よろしく願いいたします。

委員 大型のマンション建設における人口増加を危惧しております。小学校もクラス数が増え、必要な教室数も増えてくるとなると、学童もどうなるのか心配をしております。民間の学童もすごく良いと思っている反面、今回聞いているところでは、園庭をどうするか等、どのような状態で学童を運営していくのか、吟味してほしいと思っております。

事務局 本町においては、皆様ご存じのように、三小区域、JR西側の大規模な開発がなされたことで、児童が今後増えていくということは認識しております。教育環境という点において、当課としても適切に対応していく必要があると考えております。また、学童をどれだけ誘致できるかという点も課題でございますので、先程申し上げたとおり、保護者の方の選択肢が増え、また保護者の方が安心してご利用いただけるように考えていきたいと思っております。

委員 みづまるキッズカリキュラムについて、具体的な内容をお教えいただきたいです。

また、小規模保育所を増やしていただいたことは良いのですが、熱が出た場合の病児保育を増やしてもらえたら良いと思っております。体温が何度以上あったら、保育所にお迎えにきてくださいと連絡が来ることを保護者から大変だと聞いています。保育室を分けて、熱のある子どもたちを少しでもお迎えの時間まで預かってもらえるようにしてもらえることを願っております。

事務局 みづまるキッズカリキュラムにつきまして、子どもたちの発達や学びの連続性を保障するために、就学前の教育と、小学校教育との円滑な接続を図ることが重要ということで、就学前の遊びや生活を通した学びと、就学後の主体的に自己を表現する学びをつなぐカリキュラムとして、就学前のカリキュラムをアプローチカリキュラム、小学校入学後のカリキュラムをスタートカリキュラム、これらを1つにしたものをみづまるキッズカリキュラムと呼んでいます。目指す子ども像としましては「自ら考え判断し行動できる子ども」「違いを理解し、自他を尊重する子ども」というところを掲げまして、自己表現力や課題探求力や社会参画力を育成しようという取組でございます。具体的には小学校低学年でかがく遊び等を生活科の授業を活用して取組を行っています。

事務局 体調を崩されたお子様の保育についてお答えさせていただきます。町内の小規模保育事業所には配置されていないのですが、他の保育所や認定こども園には基本的に看護師が配置されており、保育中に体調を崩されてお熱が出たとかという状況が発生し

た時には、保護者にご連絡せざるを得ないのですが、それまでの間、安心して安全にお過ごしいただけるように、看護師等の専門的な知識がある者がしっかり対応し、皆様お忙しいと思いますが、お迎えに来ていただいているという状況でございます。ただ、どうしてもお仕事が休めないという保護者の方もおられると思います。そういった方には病児保育といったものがございまして、本町では認定こども園ゆいの詩で取組が実施されております。こちらについては小学校のお子様まで利用できるものではございますが、体調をくずされている状態での保育ですので、やはり事前の準備といえますか、受診いただく等、どういう状況なのか確認させていただき、利用に当たって調整が必要となります。ご利用に当たってハードルが高いという部分があれば、事業者ともしっかりお話をさせていただいて、使いやすい事業となりますように協議等を行っていきたいと考えております。

委員 学童のことに對して保育園でも卒園予定のお子様の保護者から、民間の学童に見学に行く等、色んな意見を聞きます。先程お話ありましたように給食提供の部分で、迷っている方の声は聞いているので、公立も民間に統一できれば良いかと思っております。

事務局 再度、学童の給食提供の件でございますが、町営の学童においては、現時点で実施する予定はございませんが、繰り返しになりますが、現在、町内で初めての民間学童が開室し、今後長期休みの際に給食を提供される予定です。学童内での給食の提供については、保護者の方から需要があるお声を聴きますので、当町の大きな課題だと考えております。今後、府内近隣自治体を対象にどのような取組が進められているのか、注視していきたいと思います。

会長 ありがとうございます。他にご意見、ご質問のある方がおられましたら、挙手の方お願いいたします。

【他の質問・意見なし】

会長 他にご意見、ご質問がなければ、案件2に移ります。健康福祉部所管の案件は以上となるため、退席させていただきます。

案件2 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の認可について

会長 それでは、案件2「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の認可について」事務局から説明をお願いします。

【資料2～5に基づき事務局説明】

会 長 ただ今、説明を受けましたが、ご意見、ご質問のある方は、挙手の上、発言をお願いいたします。

委 員 乳児等通園支援事業について、現状、保育士の数が足りないということが昨今、日本で話題になっていると思います。しまもと里山認定こども園は分かりませんが、子どもが認定こども園ゆいの詩に通っておりまして、見ている限り保育士の数が足りてないのではないかと節々感じる場所があります。加えて、利用定員が1歳児、2歳児合わせて5名となっていることから、現在通っている子どもたちに影響はないのか、一時保育のようになるため、行き慣れないところできっと泣いて手が取られると思うので、保育士さんもしっかりの対応になると思います。その場合、保育士の人数は大丈夫なのか、受け入れて大丈夫なのかと不安に思います。

事務局 必要な保育士に関するお尋ねでございますが、ご指摘いただきました1つの例として、認定こども園ゆいの詩のことを仰っていただきましたが、現状、認定こども園ゆいの詩におきまして、私どもでお勤めの方を、毎日全ての方を確認できている訳ではございませんが、職員の配置状況ですとか、お子様の利用状況について、一定把握はさせていただいております。保育士の算定が施設全体で算定するという制度の中で、各お部屋で見たら若干、先生が足りないというような見え方をしてしまうということも、どうしてもあろうかと思いますが、現状、施設全体で、認定こども園ゆいの詩においても、配置基準を満たした運営を行っているということで確認をさせていただいております。しかしながら、保育士の皆様も当然大変な中で、今回プラスで新しい事業に取り組んでいただくということになりますので、負担が増えてしまうとお考えになり、それがお子様や保護者の皆様のご心配やご不安につながっては当然いけないと考えてはおりますし、この事業に関しましては、施設の中で運営するものでございますので、通常の認定こども園を利用されているお子様と一体的に保育する場面もございしますが、基本的にはこの乳児等支援事業の専従職員も必要となってまいりますので、今いる保育士の方だけで事業をやる訳ではなく、体制も拡充したうえで取り組んでいただくということになりますので、そのあたりはご安心いただけたらと考えております。先程ご説明の中でも申し上げましたが、しっかりと運営ができていくかどうかは、私どもも継続して確認させていただきますので、ご安心いただいて皆様にご利用いただける制度になればと考えております。

委 員 現状保育を行っている設置基準があつて、子どもに対して保育者の人数が決まって

いると思うのですが、職員配置の2名のというのは、乳児等通園支援事業のためにプラスで2名必要になるのか教えていただきたいと思います。

事務局 基準につきまして、それぞれで基準がございますので、全てが専従というわけではないです。この乳児等通園支援事業の人数で言いますと、両施設ともお1人は必ず専従で必要となっております。もう1人については、施設の中で応援に行けるのであればその応援対応も可能となっております。しかしながら、通常の認定こども園の運営の中で、職員上の配置基準が限界まできている中で、応援というわけにはいきませんので、あくまで通常の運営に余裕があるという状態であれば、応援に行けるというようなところで算出することになっております。両園ともにそれぞれ職員数を出していただいておりますが、当然、施設が保育施設上いっぱいということであれば、新たに任用していただくという必要がございますし、今いる職員で一定余力といえますか、配置基準以上に配置をしていただいているのであれば、その中から一部応援に行ってくださいことも可能と。繰り返しになりますが、現状で子ども誰でも通園制度側の専従という職員については、両事業所ともに1名ずつは必ず必要という状況でございます。

委員 認可の場合は人数をきちんと出して、基準に基づいて、余裕をもって運営されていると思いますが、資料4の職員配置について、どこ見て2園とも適とされたのか、適の記載だけでは分からないので、質問させていただきます。

事務局 現状、資料でお示しさせていただいておりますのは、必要な職員数と配置予定数のみということになっておりますが、具体的なお申請いただいている実施計画書もございます。その中では専従の方が1名で、有資格者にはなるのですが、その方の情報等もいただいております。その方が通常の認定こども園の職員とは異なる方であることは確認させていただいておりますので、そのあたりで私どもとしては、適切な人数が配置されていると理解をさせていただいております。

委員 この制度について、午前中に実施するため、専従の方は午前中だけの勤務になると思っていました。専従の方でも、午後から認定こども園のほうの仕事もできるのであれば人数も増えるし、ゆとりができて良いかと思いました。また、午前中にしたのは何か理由があるのでしょうか。

事務局 まず、職員の方の働き方というところでございますが、運営される事業者様で決定されることでございますので、委員からご指摘いただいた、例えば午前中はこちらの制度のほうに従事をされて、昼から通常の施設のほうに勤務されるということは、制

度上、可能であると思っております。あくまで、こども誰でも通園制度の運営中はこの事業に従事していただいて、残りの時間を他の事業に従事されるということは可能だと考えておりますが、どのような働き方が望ましいのか、そのあたりは労働者と雇用者側でしっかりお話の上、決定いただいたらと考えております。

もう1点、午前中に設定しているというところがございますが、このあたりにつきましても事業者様のほうで決定することは可能となっておりますが、説明の中で冒頭にお話させていただきましたが、あくまでこの制度といたしましては、子ども中心の考え方でございまして、0～2歳児までの保育所等に通われていないお子様ということで、多くは3歳を迎えられてからは幼稚園に入園予定であり、現在お仕事をされていらっしゃるご家庭のお子様というようなことが想定されますが、そのような方々が、3歳になってはじめて集団に入ったときに、色々感じられることがあると思います。小さいご年齢で普段大人としか関わることがないお子様が同世代のお友達と関わる時間を持っていただいて、社会性ですとか、同じ年齢層のお友達とも遊んで、初めて入っていくコミュニティといいますか、そういうところで子どもの視野を拡げ、成長の促進につなげていくということがこの事業の目的となっております。ですので、当然2歳児までのお子様ということになりますと、お昼から午睡されるというような年齢でございますので、お昼からも保育をするということになれば、通常の保育と同じような形になるかと思えます。事業の趣旨を鑑みて、午前中に設定されたということなのかと思えますが、仮に保護者の皆様からお昼からの保育が望ましいとかような部分があれば、この事業だけでなく、一時預かり事業ですとか他の事業もご活用いただけるかと思えますので、そういうお尋ねがあった際には、申し上げた一時預かり事業も含めて、様々なサービスを各事業者様のほうで展開されておりますので、我々としてはしっかりご説明をさせて、利用につなげていきたいと考えております。

委員 このような制度や事業があることを全然知らなかったもので、実際ニーズがあつて、この取組をされているのだろうなと思い、他市町村でされて良い結果、あるいはどういった結果が出ているのかというのがあればお聞かせいただきたいと思えます。子どもの立場でいくと、同世代の子どもと関わることはすごく良いことだと思いますが、保護者の立場から言うと預けて、保育士さんと接する機会もありますが、1日この時間帯だけ預けて、すぐ迎えにいかないといけないというところで、保護者はどういう目的で預けるのか、子どもの成長ですかね。保護者にとって、休息を兼ねての預かりになるのか、というところも含めてご意見があればいただきたいです。

事務局 この事業の導入の経過を考えますと、国の制度ということで国のほうで様々な調査研究がなされまして、全国一律で開始される事業となっております。本町におきましてどの程度のニーズがあるのかというところにつきましては、第3期の子ども・子育て

て支援事業計画を策定させていただく中で、現状、保育所等を利用されていないですが、お子様を預けたいというお考えをお持ちの方が一定いらっしゃると思いますので、その方々が、ご利用のターゲットというところになってくると思っております。実態といたしまして、若干ではありますが問い合わせをいただいておりますので、ご利用されたいという方もいらっしゃると思っております。先程からご説明させていただいておりますが、この事業の目的は子どもが中心と思っておりますので、資料2の中でも記載させていただいておりますが、同じ年頃のお子様同士が触れ合いながら遊ぶ経験を通して、視点、関心を広げて成長を促す等、そうしたところを目的としておりますが、本来、皆様の立場からいたしますと、例えば初めての子育てで頼れる方がいない、働いていないから保育所も利用できないという方々も、いらっしゃると思います。そういった方々が、専門的な知識を持つ保育士やその他専門的な方々と関わりを持っていただき、ご不安の解消につなげていきたいと思っております。保護者の方の休息に関しましては、先程も少し触れましたが、こちらの事業というよりは、事業の目的として一時預かり事業がその事業主体となっていると考えておりますので、長時間預けてリラックスされたいですとか、そういったことを目的に利用されるのであれば、こちらの事業ではなく、一時預かり事業のご利用を促したいと思っております。

委員 お話を伺い、アナウンスの仕方も大事だと思いました。自分自身もあまりよく知らなかったですし、自分の妻も育休を取っている時にヨガ教室とか行って同じ年頃のお子様や保護者と接していたことはすごく良い経験になったと思います。水無瀬駅の近くの子どもが遊べる場所も利用させてもらって、保護者同士のつながりと子ども同士のつながりが非常に重要ななと思いました。このような事業も目的がはっきり分かる形でアナウンスができれば良いと思っております。

事務局 ご意見いただきました通り、この事業、制度、その他の取組も含めて、各事業者の皆様が施策をやっていただいておりますので、それをしっかり認知いただかなければ利用につながらないところが、社会資源の利用の点でももったいないなところがございます。この制度に関しましても、広報、周知にあたりましては、事業の目的等しっかり周知させていただいて、より分かりやすい形でお伝えしていけるように、その他の事業も含めまして、しっかり広報していけるように工夫してまいりたいと思います。

委員 保護者の方の休息について、こども誰でも通園制度ではなく、一時預かりということをお話されたのですが、しまもと里山認定こども園の場合は、一時預かり事業も継続して行うということでしょうか。

事務局 現状、認可申請いただいているしまもと里山認定こども園、認定こども園ゆいの詩につきましましては、どちらも一時預かり事業を既に取り組まれております。この2園につきましましては、継続して取組をされます。しかしながら、一定、対象者が重なるところもあろうかと思っておりますので、この両方の制度の目的と違いをしっかりと説明させていただき、両施設においても、こちらの事業が良いのではないかとか、あるいはこちらの事業を使ってくださいというご案内をさせていただきながら、両方の制度がしっかり必要な方に届いていくような取組になっていくよう、私どもも支援させていただきたいと考えております。

委員 一時預かり制度の対象は生後3か月に対して、こども誰でも通園制度の対象は生後6か月、保育料も一時預かり制度は0歳児3,500円に対して、こども誰でも通園制度は1時間900円、となりますが、ぱっと見で判断しづらいと感じます。棲み分けができれば今後利用しやすいと思っておりますので、どちらの制度のほうがいいのか、利用する立場からどのように判断すればいいのか、教えていただきたいです。

事務局 ご質問ご指摘の中で料金体系のお話でしたが、委員からご指摘ございました通り、こども誰でも通園制度につきましましては、国が主体的にやっていて、それを市町村でもしっかりとやっていくという事業でございます。この事業につきましましては利用された方へ、これは事業者と行政の話にはなりますが、給付という形で支援と言いますか、運営を財政的な部分で支援していく、保育所等でもさせていただいているような新しい給付制度がございます。そのため、こうした方からの徴収というのも、それ以外の部分というところで抑えやすくなっているというところではございます。一時預かり事業等につきましましては、国としての取組ではございますが、主体的に行政や事業者が行っていくものではございますので、こちらについても一定、補助をさせていただいておりますが、事業の中心は事業者というところもございまして、料金設定等も設定されている金額が妥当というところはございます。

そして、先程からご説明させていただいているとおり、こども誰でも通園制度は子どもが主体、一時預かり事業につきましましては、それ以外の保護者の方も含めた幅広い理由でご活用いただけるところではございますが、完全に分離ができるものではないと思っております。こども誰でも通園制度の利用の枠の中で、少し保護者の方が一息つける時間が設けられるのであれば、それ自体を否定するものではないかなと思っております。1か月10時間という枠もございますので、その中でのご利用ということになります。中心は子どもであるとは思いますが、保護者の方が普段ご家庭で保育される中で、安心して子どもをみていけるようにこちらの事業を積極的にご利用いただいたら良いかと思っておりますが、様々な事由がございますので、まずは私どもの広報の中で、事業の目的等はしっかりと周知させていただいた上で、どのサービスを選

択されるのかというのは、保護者様のご判断にはなってくると思っております。ご相談いただく中で、こちらのほうがいいのではないかとか、こういうサービスもありますというようなことは、積極的にシェアさせていただきますが、数ある選択肢の中でどれを選択されるかというところは、保護者の皆様のご判断でいただければと考えているところでございます。

委員 選択肢が増えることはいいことだと思います。利用しやすい形で支援していただけたらと思います。

委員 こども誰でも通園制度において、運用ルール、例えば決まった曜日に決まった子が来ていただくとか、園庭開放を利用した親子に来ていただくとか、具体的な運用ルールを町が把握されていることがあれば教えていただきたいです。

事務局 現時点で申請いただいております両施設から具体的な運用方法や条件面というところについては聞き及んでおりませんが、実際のご利用にあたりましては、先程も少し申し上げましたが、まずは保護者の方から利用に当たって申請いただきまして、私どものほうから認定という形で決定をさせていただきます。その決定後につきましては、利用者の方が利用したい事業者に連絡をしていただきまして、利用の前には必ず面談が必要となってまいります。面談していただきまして、どのように利用したいか、お子様の情報等のやりとりをしていただきまして、その後、面談が終了しましたら、実際のご利用を、国が指定しているシステムを介して予約いただき、実際の予約につながっていくというような流れとなっております。例えば事前に園庭開放でどういうお子様か見させていただくこと等がなくても、お子様をお預かりする前にお子様の状況ですとか、保護者様のお悩み事ですとか、そういったことも含めて、事業者としては、把握をさせていただいた上で、ご利用していただくという形になっております。

会長 ありがとうございます。他にご意見、ご質問のある方がおられましたら、挙手の方お願いいたします。

【他の質問・意見なし】

会長 それでは、今出たご意見を踏まえて、認可の決定については町で決定されることとなりますので、本会議で出た種々のどのご意見を付帯意見として事業者にお伝えいただくかは、私と事務局に一任いただいでよろしいでしょうか。

【異議等意見なし】

会 長 それでは、修正等について、事務局に一任することといたします。

案件3 その他

会 長 それでは、案件3「その他」について、事務局から何かありますか。

事務局 事務局からは、特にございません。

会 長 本日の予定案件は全て終了しましたので、子ども・子育て会議はこれで終了したいと思います。お疲れ様でした。